【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月29日
【報告者の名称】	黒田電気株式会社
【報告者の所在地】	大阪市淀川区木川東四丁目11番３号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井五丁目17番９号
【電話番号】	03(5764)-5500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役常務管理統括　　森　安伸
【縦覧に供する場所】	黒田電気株式会社　東京本社 (東京都品川区南大井五丁目17番９号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

(注１) 本書中の「当社」とは、黒田電気株式会社を指します。
(注２) 本書中の「公開買付者」とは、KMホールディングス株式会社を指します。
(注３) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注４) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
(注５) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
(注６) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、したがって米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
(注７) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
(注８) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者若しくは当社又はそれらの関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者又は当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者若しくは当社又はそれらの関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
(注９) 公開買付者又は当社の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14ｅ－５条(b)の要件に従い、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年11月２日付けで提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

３ 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、MBK Partners JC IV, L.P.(以下「JCファンド」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、発行済みの当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年10月に設立された株式会社とのことです。本書提出日現在、公開買付者は当社普通株式を１株所有しているとのことです。なお、JCファンドは、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の満了日後、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までに、Knight Electric Distribution Designated Activity Companyに対して、公開買付者の発行済株式の全てを譲渡する予定とのことです。

JCファンドは、ＭＢＫパートナーズ株式会社又はその関係会社(以下「ＭＢＫパートナーズグループ」と総称します。)がサービスを提供するファンドの１つとのことです。また、Knight Electric Distribution Designated Activity Companyは、ＭＢＫパートナーズグループがサービスを提供するファンドであり、最終的な支配当事者であるMBK Partners Fund IV, L.P.が間接的に保有する投資目的会社とのことです。ＭＢＫパートナーズグループは、平成17年３月に設立された、日本、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)及び大韓民国(以下「韓国」といいます。)の東アジア３カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームとのことです。グローバルの銀行、保険会社、資産運用会社、公的年金、企業年金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本書提出日現在、約149億米ドルの運用金額を有し、通信／メディア、金融サービス、小売／消費財、ビジネスサービス、運輸、一般製造業等の分野を中心に大企業から中堅企業までを対象として幅広く投資を行っており、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っているとのことです。ＭＢＫパートナーズグループの投資対象となる領域は多岐に渡るとのことですが、業界内で確固たるポジショニングを有するB to B企業への投資はＭＢＫパートナーズグループの注力領域の一つであり、また、事業基盤が安定した製造業への投資も積極的に行っているとのことです。平成17年３月の設立以来、東アジア諸国において28件の投資実績を有し、そのうち日本においては弥生株式会社、田崎真珠株式会社、株式会社ユー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、株式会社アコーディア・ゴルフ及び株式会社TASAKIの７件の投資実績があるとのことです。投資実行以後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣と共に中長期的に取り組んだ結果、売上高及び収益力の増加を実現しているとのことです。

(中略)

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入れ(以下「シニアローン借入れ」といいます。)、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行(以下ブリッジローン借入れの貸付人としての立場において、総称して「ブリッジレンダー」といいます。)からの借入れ(以下「ブリッジローン借入れ」といいます。)並びにKnight Electric Distribution Designated Activity Companyからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しているとのことであり、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、シニアローン借入れ、ブリッジローン借入れ及び本出資を受けることを予定しているとのことです。加えて、当社において本自己株公開買付けの決済に要する現金の額及び当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案し、本公開買付けが成立し公開買付者が当社を子会社とした後に、公開買付者が追加でシニアローン借入れを実施し、調達した資金の一部を当社に貸付け、当社は本自己株公開買付けの決済に要する資金の一部を当該借入れにより賄うことを予定しています。

(後略)

(訂正後)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、MBK Partners JC IV, L.P.(以下「JCファンド」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、発行済みの当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年10月に設立された株式会社とのことです。本書提出日現在、公開買付者は当社普通株式を１株所有しているとのことです。

JCファンドは、ＭＢＫパートナーズ株式会社又はその関係会社(以下「ＭＢＫパートナーズグループ」と総称します。)がサービスを提供するファンドの１つとのことです。ＭＢＫパートナーズグループは、平成17年３月に設立された、日本、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)及び大韓民国(以下「韓国」といいます。)の東アジア３カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームとのことです。グローバルの銀行、保険会社、資産運用会社、公的年金、企業年金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本書提出日現在、約149億米ドルの運用金額を有し、通信／メディア、金融サービス、小売／消費財、ビジネスサービス、運輸、一般製造業等の分野を中心に大企業から中堅企業までを対象として幅広く投資を行っており、積極的に企業価値の最大化のための経営支援を行っているとのことです。ＭＢＫパートナーズグループの投資対象となる領域は多岐に渡るとのことですが、業界内で確固たるポジショニングを有するB to B企業への投資はＭＢＫパートナーズグループの注力領域の一つであり、また、事業基盤が安定した製造業への投資も積極的に行っているとのことです。平成17年３月の設立以来、東アジア諸国において28件の投資実績を有し、そのうち日本においては弥生株式会社、田崎真珠株式会社、株式会社ユー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、株式会社アコーディア・ゴルフ及び株式会社TASAKIの７件の投資実績があるとのことです。投資実行以後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣と共に中長期的に取り組んだ結果、売上高及び収益力の増加を実現しているとのことです。

(中略)

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入れ(以下「シニアローン借入れ」といいます。)、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行(以下ブリッジローン借入れの貸付人としての立場において、総称して「ブリッジレンダー」といいます。)からの借入れ(以下「ブリッジローン借入れ」といいます。)並びにJCファンドからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しているとのことであり、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、シニアローン借入れ、ブリッジローン借入れ及び本出資を受けることを予定しているとのことです。加えて、当社において本自己株公開買付けの決済に要する現金の額及び当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案し、本公開買付けが成立し公開買付者が当社を子会社とした後に、公開買付者が追加でシニアローン借入れを実施し、調達した資金の一部を当社に貸付け、当社は本自己株公開買付けの決済に要する資金の一部を当該借入れにより賄うことを予定しています。

(後略)